



新発田県商工会
新発田市豊町 2-3-3
TEL 0254-22-4390
FAX 22-4705
2022. 1. 31
NO 2284

県内全域にまん延防止等重点措置 一部飲食店には感染拡大防止協力金

支給要件に該当する全ての店舗が、要請期間全日で要請内容に協力すると感染拡大防止協力金の申請が可能です。

◆要請期間 令和4年1月21日(金) 0時〜令和4年2月13日(日) 24時までの全期間

◆要請対象 食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗(※宅配・テイクアウトサービスは除く)

◆要請内容

① 営業時間の短縮及び酒類提供の制限

「にいがた安心なお店応援プロジェクト認証店」は下表の②を選択可能

② 人数の制限

同一グループの同一テーブルでの会食は4人以内とすること

◆支給要件

・要請に協力

・対象店舗を令和4年1月20日(木)以前から営業し、申請時点で営業を継続
・営業時間短縮又は休業について店頭ポスター、チラシ、HPなどで周知する

◆申請について

要請期間後、各市町村で申請方法の詳細について提示予定

※申請の際には次の写真等が必要になります。

要請期間中に用意しておきましょう

・「屋号・店名や飲食スペース、感染防止対策の実施が分かる店舗の外観・内観の写真」

・「営業時間短縮又は休業に関して告知するHP、SNS、店頭ポスターの写真、チラシ、DMなど」

※従前より、5時から20時までの時間の範囲内で営業している店舗は協力金の対象外です。

通常の営業時間	認証店以外	認証店(申請中含む)
20時を超えて21時までの営業	20時までの時短営業(酒類提供禁止)	20時までの時短営業(酒類提供禁止)
21時を超えた営業		いずれかを選択 ①20時までの時短営業(酒類提供禁止) ②21時までの時短営業(酒類提供20時まで)

事業復活支援金の申請が1月31日より開始予定

◆対象 コロナの影響で2021年11月〜2022年3月までのいずれかの月の売上高が2018年11月〜2021年3月までの同じ月の売上高と比較して30%以上50%未満または50%以上減少している個人事業主・中小法人

◆申請期間 令和4年1月31日〜5月31日

※業種に制限はありません

※登録機関による事前確認が必要です(一時・月次支援金受給者は確認不要)

詳細は裏面にあります

陽性者・濃厚接触者に民商共済会から

見舞金が出ます!

① 共済加入者が陽性だった場合

入院見舞金の対象となり、宿泊施設や自宅での待機でも保健所からの証明書などで請求できます。

② 共済加入者が濃厚接触者で自宅待機をした場合
安静加療見舞金の対象になります。

年末調整は忘れずに!

*市町村への「給与支払報告書」「償却資産申告書」、
税務署への「法定調書合計表」の提出期限は
1月31日(月)です。

婦人部 「喜多方ラーメン」

好評販売中!



和風ベースの「しょうゆ味」・コクのある「みそ味」
どちらも「5食入り」で **1000円**

*役員・事務局にご注文下さい

相談等で民商事務所に来られる際は、事前にご連絡をお願いします。来所時にはマスクの着用をお願いします。